

令和 8 年度事業系一般廃棄物収集運搬業務 仕様書

1. 業務内容

本業務は、九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所から排出される事業系一般廃棄物を収集、運搬するものである。

2. 搬出場所

長崎市小ヶ倉町 3 丁目 7 6 - 7 2 長崎港湾・空港整備事務所

3. 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

4. 検査

廃棄物収集報告書により廃棄物が適正に収集運搬されたことの確認をもって検査とする。

5. 支払

3 ヶ月ごとに取り纏めて支払う事とし、当該期間の翌月に請求書を提出すること。

発注者は請求書を受領後、30 日以内に振込にて支払を実施する。

6. その他

- (1) 廃棄物の種類は長崎市役所で処理することとされている「事業系一般廃棄物」の分別区分に従う「燃やせるゴミ」、「燃やせないゴミ」及び「資源ゴミ」である。なお、過去 1 年間における排出量実績は別紙 1 のとおりである。
- (2) 本業務を受注者のルート収集の一環として行うことも可能とする。
- (3) 搬出作業は履行期間のうち土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始休暇（12/29～1/3）を除く毎日実施するものとする。ただし、「燃やせないゴミ」及び「資源ゴミ」については、毎週水曜日に搬出するものとし、水曜日が祝祭日となった場合は、木曜日に搬出するものとする。
- (4) 搬出時間帯は午前中とする。
- (5) 受注者は実施した業務について別紙 2 の廃棄物収集報告書により発注者へ報告するものとする。
- (6) 収集運搬した廃棄物については、受注者の負担にて廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき適正に処分するものとする。
- (7) 受注者は業務上知り得た秘密を漏洩してはならない。
- (8) 業務内容に疑義が生じた場合は発注者と協議するものとする。

7. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1) 及び(2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

過去1年間の排出量

(単位:袋)

	可燃物	不燃物	資源物
R7.2	32	1	3
R7.3	44	0	4
R7.4	47	0	3
R7.5	26	0	3
R7.6	35	0	3
R7.7	35	0	4
R7.8	32	0	3
R7.9	29	0	6
R7.10	38	0	3
R7.11	21	0	2
R7.12	28	0	2
R8.1	30	0	2
合計	397	1	38

廃棄物収集報告書

受託者:

発注者:長崎港湾・空港整備事務所

報告者:

(単位:袋45L)

	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ
○月			
○月			
○月			
合計			